


## <草津市の認知症支援の内容>

認知症について … [認知症啓発パンフレット\(市民編\)](#)

相談先を知っておきましょう！

名称	内容	連絡先
1 地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口。 訪問による対応も可能です。 	<a href="#">各担当地域包括支援センター</a>
2 草津市社会福祉協議会	福祉活動の支援を行う機関です。暮らしの中のさまざまな心配ごと、悩みごとの相談に応じています。	<a href="#">草津市社会福祉協議会(外部リンク)</a>
3 民生委員・児童委員	住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う社会福祉の推進を行っている地域の方です。	お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員に御連絡ください。
4 ケアマネジャー	介護保険サービス等を利用する際の介護の相談窓口です。	<a href="#">高齢者をささえるしくみ</a>
5 認知症の人と家族の会	認知症介護経験者が認知症の相談に応じています。 <相談時間> 月～金曜日(祝祭日を除く) 10:00～15:00	フリーダイヤル 0120-294-473

### 介護保険サービスにはこんなサービスがあります。

介護保険サービスの利用には、地域包括支援センターの職員(要支援者を担当)または、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに個人に合わせたケアプランを作成してもらう必要があります。介護保険サービスを利用したい時は、学区を担当する地域包括支援センターもしくは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにご相談ください。

名称	内容	連絡先
6 通所介護(デイサービス)	通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	<a href="#">介護保険で利用できるサービスについて</a>
7 通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。	
8 訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 	
9 訪問入浴介護	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。	
10 訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	
11 訪問看護 	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や支援を行います。	
12 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	
13 福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。	
14 特定福祉用具販売	特定の福祉用具を都道府県の指定を受けた事業者から購入したときに、購入費が支給されます。	
15 住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に利用者負担分を除いた費用を支給します。	
16 短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	

17	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の心身の状態や希望に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせることで多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。 	
18	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護医療・看護のケアが受けられます。	
19	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に家庭的な雰囲気の中専門的なケアを提供する通所介護です。	
20	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。	
21	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。	<a href="#">地域密着型サービス</a>
22	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームです。施設に入所し、生活機能の向上を目指して介護や機能訓練及び療養上の世話が受けられます。	
42	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。	
43	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。	
23	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で自宅では介護が困難な人が入所し、食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。	
24	介護老人保健施設（老人保健施設）	状態が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行い、ます。	<a href="#">滋賀県(外部リンク)</a>
25	介護療養型医療施設（療養病床等）	急性期の治療後、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。	
44	介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。	

介護保険サービス以外にも下記のな高齢者施設があります。


26	サービス付き高齢者向け住宅	「安否確認」や「生活相談」の提供が必須とされている住宅で、食事の提供を行っている所もあります。介護などのサービスは、住宅の運営主体や外部の事業者と別に契約を結ぶことで提供されます。	<a href="#">滋賀県(外部リンク)</a>
27	住宅型有料老人ホーム	通常、住まいと食事や生活支援のサービスが一体となっています。介護サービスも同一事業所から提供を受ける場合が多いです。	

## 介護保険以外のサービス



名称		内容	連絡先
28	認知症なんでも相談所	認知症の人を介護していて何か困ったことがあったときや、家族などが「認知症ではないか?」と思った時、地域で心配な人がいたときなど、お近くの地域密着型サービス事業所が相談に応じています。 	<a href="#">認知症なんでも相談所</a>
29	認知症の人にやさしいお店	地域のお店や事業所に「認知症サポーター養成講座」を受講してもらい、認知症の人やその家族の支援を行っていただく「認知症の人にやさしいお店（事業所）」を推進しています。右のステッカーが目印です。 	<a href="#">認知症の人にやさしいお店</a>
30	認知症の（徘徊症状のある）高齢者等家族支援サービス	認知症により徘徊症状のある高齢者等を介護されている家族が安心して介護ができるよう、徘徊された高齢者等の所在を検索できる機器を無償で貸与します。 	
31	徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録事業	認知症による徘徊症状のある高齢者の情報を市に登録し、警察や地域包括支援センター、民生委員（任意）で共有することにより、緊急時の対応に備えます。平時の見守りや行方不明の未然防止が目的です。登録者にはキーホルダーやシールを配布します。  <a href="#">徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録事業</a>	長寿いきがい課 高齢者福祉係 電話：077-561-2362
32	緊急通報システム	緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターを通じて、消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置します。また、受信センターには看護師が常駐し、お電話による近況確認（月1回）や24時間対応の健康相談もいたします。 	<a href="#">高齢者福祉サービス等</a>
33	すっきりさわやかサービス	65歳以上の要介護1～5のおむつが必要な在宅高齢者（平成30年9月末日までは、要支援1・2を含める）へ紙おむつを月1回配達します。	
34	特定健康診査	受診日時点で草津市国民健康保険の加入者で、40歳以上から75歳未満の人を対象とした健診です。	保険年金課 国民健康保険係 電話：561-2366
35	後期高齢者健康診査	受診日時点で75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者を対象とした健診です。	保険年金課 長寿医療係 電話：561-2358

**認知症は、治療をすることで悪化を予防できる可能性があるといわれている病気です。**

認知症の症状に一番気が付くのは、ご本人だと言われています。「気になるな」と思ったら、かかりつけ医にご相談ください。

名称		内容	
36	かかりつけ医	まずは、今かかっている病院・診療所の主治医に相談してください。必要に合わせて、検査、薬の処方、専門医への紹介などを行ってもらうことができます。	
37	認知症デイケア	認知症に伴う情緒的混乱や言動の混乱により医療的な治療が必要な在宅療養中の方が、医師の指示のもと、治療の一環として利用できる医療保険の通所サービス。	

その他にも認知症の支援があります。

名称		内容	連絡先
38	成年後見制度	<p>認知症、知的障害、精神障害の理由で判断能力が不十分な方々（悪徳商法の被害を受けた・金銭管理が難しくなってきた・介護保険サービスの契約手続きが進まない等）の権利を保護するための制度です。 成年後見制度の利用について知りたい、相談したい時などは、右の連絡先にお気軽にご相談ください。</p> <p><a href="#">成年後見制度</a></p>	<p>特定非営利活動法人 成年後見センター もだま(市委託) 電話：598-0246</p>
39	地域福祉権利擁護事業	<p>福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、通帳、証書、ハンコなどの預かりサービスを行います。</p> <p><b>対象となる方</b> ①認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある人などで判断能力が充分でない方 ②日常生活を営む上で権利侵害を受けるなど①に準じる方</p>	<p><a href="#">草津市社会福祉協議会(外部リンク)</a></p>
40	認知症カフェ	<p>認知症の人と家族、地域住民等、誰もが集い交流できる場です。</p> <p><a href="#">市内の認知症カフェ</a></p>	<p>長寿いきがい課 高齢者福祉係 電話：561-2362</p>
41	認知症サポーター	<p>認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。</p>  	<p>オレンジリングが認知症サポーターの証です。</p>